



福岡県医師会 第 1852 号
平成 29 年 10 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する
基準の一部を改正する件等について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算の新区分につきましては、平成 29 年 2 月 14 日付福岡県医発第 3117 号（地）「平成 29 年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について」においてご案内申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 60 号）等の交付に関して、本年 3 月 6 日付官報（号外第 44 号）での記載内容に一部誤りがあり、本年 6 月 8 日付官報（第 7035 号）において修正を行った旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について（平成 29 年 10 月 4 日（介 88）日本医師会常任理事 鈴木 邦彦）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について（平成 29 年 9 月 28 日 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）
- ・ 官報 第 7035 号（平成 29 年 6 月 8 日）
- ・ 官報 号外第 44 号（平成 29 年 3 月 6 日）

(介 88)

平成 29 年 10 月 4 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年度介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算については新たな区分が設けられました。これに伴い、本年 3 月 6 日付官報（号外第 44 号）においては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 60 号）等が公布され、本会ホームページにおいても掲載していたところであります。

今般、厚生労働省より、官報の記載に一部誤りがあり、本年 6 月 8 日付官報（第 7035 号）において修正を行った旨の事務連絡が本年 9 月 28 日付で発出されましたのでご連絡申し上げます。

修正内容は当該事務連絡の別紙に記載のとおりですが、ご参考までに 6 月 8 日付官報とともに、修正前の 3 月 6 日付官報も併せてお送りいたします。

なお、本件につきましては、本会ホームページ内の「介護報酬改定に関する情報＜平成 29 年度＞」のページにも資料を掲載いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について
（平 29.9.28 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）
- ・ 平成 29 年 6 月 8 日 官報 第 7035 号
- ・ 平成 29 年 3 月 6 日 官報 号外第 44 号



事 務 連 絡
平成29年9月28日

各 都道府県 介護保険主管部（局）御中
市 町 村

厚生労働省老健局老人保健課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等について

日頃より、介護保険行政に適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先日、別添官報のとおり、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第60号）等を公布したところですが、その中に一部誤りがあり、6月8日付官報において修正を行っております。

都道府県又は市町村におかれましては、管下の事業所等への周知をお願い申し上げます。

記

修正内容 別紙のとおり

以 上

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十九年四月一日施行】
（修正点は下線部）

修 正 前	修 正 後
別表	別表
1～6（略）	1～6（略）
7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ニ</u> （略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） <u>イ～ト</u> （略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ト</u> （略） <u>チ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金	8 介護予防短期入所生活介護費（1日につき） <u>イ～ニ</u> （略） <u>ホ</u> 介護職員処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9～11 (略)

	(原稿誤り)	
一五二下	八〇九「要保護児童」の下に「(法第六)を「要保護児童の条の第三項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。」を加える。	「要保護児童の条の第三項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。」を加える。
一五三ページ	下段一九行目の次に次のように加える。	
第九章	情緒障害児短期治療施設」を「第九章 児童心理治療施設」に改める。	規定(見出しを含む)中
一五三下	二〇規定中	
平成二十九年三月六日	(号外第四十四号)厚生労働省告示第六十三号(指定介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件)	
(原稿誤り)		
四上	九七のホ	七のチ
" "	一六八のチ	八のホ
平成二十九年三月三十一日	厚生労働省告示第一百十二号(厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件)(原稿誤り)	
四下	終りから 八第二第十二号及第二第十二号を び第十三号を次次のように改め る。 のように改める。	
" "	七十二及び十三	十二 削除
削除		
平成二十九年三月三十一日	(号外特第七号)国土交通省告示第三百二号(租税特別措置法第十一條第一項の表第二十号及び第四十三條第一項の表第二十号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示)(印刷誤り)	
五七七ページ	下段終りから六行目の	
[1,219Dw ^{-0.488}	(0.95-0.1) $\frac{Dw^{-4.000}}{16,000}$]	は
[1,219Dw ^{-0.488}	(0.95-0.1) $\frac{Dw^{-4.000}}{16,000}$]	と置か。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 位 数

[illegible]

單位數

[illegible]

單位數

[illegible]

單位數

別表の9の二の(8)の注(四)中「介護職員処遇改善増加算(一)」を「介護職員処遇改善増加算(一)」に、「(二)」を「(二)」に改め、同(四)を同(五)とし、同(五)中「介護職員処遇改善増加算(二)」を「介護職員処遇改善増加算(二)」に改め、「(三)」を「(三)」に改め、同(三)を同(四)とし、同(四)中「介護職員処遇改善増加算(三)」を「介護職員処遇改善増加算(三)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同(五)を同(五)とし、同(五)中「介護職員処遇改善増加算(四)」を「介護職員処遇改善増加算(四)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同(五)を同(五)とし、別表の9の二の(8)の注中「一」として次のように加える。

单位数

別表の10の下の注(4)中「介護職員処遇改善加算(V)」を「介護職員処遇改善加算(VI)」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(IV)」を「介護職員処遇改善加算(VI)」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(5)中「介護職員処遇改善加算(III)」を「介護職員処遇改善加算(IV)」を「[介護職員処遇改善加算(IV)]」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(5)中「介護職員処遇改善加算(II)」を「[介護職員処遇改善加算(II)]」を「[介護職員処遇改善加算(II)]」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の10の下の注中(1)として次のように加える。

数

○厚生労働省告示第六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第二項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第二項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に關する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次々適用するように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表の1のレの注(4)中「介護職員処遇改善増加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善増加算(Ⅱ)」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善増加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善増加算(Ⅱ)」と、「(2)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善増加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善増加算(Ⅱ)」と、「(2)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善増加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善増加算(Ⅱ)」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(1)を同(2)とし、別表1のレの注中(1)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからタまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

立数

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからツまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数

立数

[illegible]

ト 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (Ⅰ)から(Ⅶ)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する
単位数

東

[illegible]

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

東

[illegible]

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

每

○厚生労働省告示第六十二号

介護保険法（平成十九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表の1の下の注(4)中「介護職員処遇改善加算(v)」を「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(vi)」を「介護職員処遇改善加算(v)」と「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(vi)」を「介護職員処遇改善加算(v)」と「[2]」に改め、「[1000分の48]」を「[1000分の55]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(i)」を「介護職員処遇改善加算(ii)」と「[1000分の36]」を「[1000分の100]」に改め、同(1)を同(3)とし、別表の下の注中(1)として次のように加える。

[illegible]

別表の2の2の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「[2]」及び「[3]」に改め、同(5)と同一(6)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「[2]」に改め、「[3]」に改め、「回(7)」を「回(8)」とし、「回(8)」を「回(9)」とし、「回(9)」を「回(10)」とし、「回(10)」を「回(11)」として次のように加える。

別表の2の2の注中「(1)」として次のように加える。

別表の3の2の注(4)「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」と「(2)」を「(3)」に改め、「同(4)を同(5)と」を「同(3)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」と「(2)」を「(3)」と改め」を「同(4)と」を「同(3)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」を「(3)」の38%を「(300分の42)」と改め」を「同(5)と」を「同(4)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」の「(300分の68)」と改め」を「同(1)を同(5)と」を別表の3の2の注中(1)として次のように加える。

別表の4のヌの注(4)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に、「(2)」を「(3)」に改め、「同(4)を同(5)とし」、「同(3)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に、「(2)」を「(3)」に改め、「同(3)を同(4)とし」、「同(2)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に、「(1)000分の42」を「1000分の41」に改め、「同(3)を同(3)とし」、「同(1)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善加算Ⅴ」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、「同(1)を同(2)とし」、別表の4のヌの注中(1)として次のように加える。

[illegible]

單位數

別表の6のへの注(4)中「介護職員処遇改善増加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅴ」及び「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善増加算Ⅲ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅳ」及び「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善増加算Ⅲ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅳ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅴ」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善増加算Ⅰ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅱ」及び「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善増加算Ⅰ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅱ」及び「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の6のへの注中(1)として次のように加える。

[illegible]

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからネまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の8の7の注(中)「介護職員処遇改善加算(V)」や「介護職員処遇改善加算(VI)」及び「(2)」や「(3)」における「回④」や「回⑤」として「回③」中「介護職員処遇改善加算(IV)」と「(2)」や「(3)」における「回③」や「回④」を「回⑥」中「介護職員処遇改善加算(IV)」や「介護職員処遇改善加算(II)」や「(1000分の42)」や「1000分の41」における「回③」や「回⑥」として「回②」中「介護職員処遇改善加算(II)」や「介護職員処遇改善加算(IV)」と「1000分の76」や「1000分の74」における「回③」や「回⑥」として「所収のαの7の注(ニ)」として次のように加える。

○厚生労働省告示第六十三号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第二項の規定に基づき、指定介護予防サードパスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

(1) 介護職員定数改算加算(1) 7から76までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

平成二十九年三月六日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表の1への注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「(2)」を「(3)」に改め、同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「(3)分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」と「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表(1)への注中(1)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) からこれまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2のハの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」と、「1000分の19」を「1000分の23」と改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」と、「1000分の34」を「1000分の42」と改め、同(2)を同(3)とし、別表の2のハの注中(1)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

[illegible]

別表の7の水の注(4)中「介體藏風処過改諸加算(V)」を「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介體藏風処過改諸加算(V)」を「介體藏風処過改諸加算(VI)」を「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(5)中「介體藏風処過改諸加算(V)」を「介體藏風処過改諸加算(VI)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介體藏風処過改諸加算(II)」を「介體藏風処過改諸加算(III)」と改め、同(1)を同(2)とし、別表の7の水の注中(1)として次のように加える。

別表の8のチの注(4)中「介護職員処遇改善加算Ⅳ」を「〔2〕」を〔3〕に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算Ⅴ」を〔2〕に改め、同(3)を同(4)とし、同(5)中「介護職員処遇改善加算Ⅵ」を〔3〕に改め、同(1)中「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を〔1000分の60〕に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を〔1000分の60〕に改め、同(1)を同(2)とし、別表の8のチの注(1)として次のように加える。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

別表の10のホの注(4)中「介護職員処遇改善追加算入」を「介護職員処遇改善追加算入」に改め、同(4)を「同(5)として、同(3)中「介護職員処遇改善追加算入」を「介護職員処遇改善追加算入」に改め、同(3)を同(4)として、同(2)中「介護職員処遇改善追加算入」を「介護職員処遇改善追加算入」に改め、同(2)を同(3)に改め、同(3)を同(4)として、同(1)中「介護職員処遇改善追加算入」を「介護職員処遇改善追加算入」に改め、同(1)を同(2)として、別表の10のホの注(1)として次のように加える。

○厚生労働省告示第六十四号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十四条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善増加算Ⅱ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅲ」とし、別表の1の注(4)中「介護職員処遇改善増加算Ⅱ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅲ」とし、同(2)中「別表の1の注(4)中」を「介護職員処遇改善増加算Ⅲ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅳ」とし、同(1)中「介護職員処遇改善増加算Ⅱ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅲ」とし、同(1)中「介護職員処遇改善増加算Ⅲ」を「介護職員処遇改善増加算Ⅳ」とし、別表の1の注中(1)として次のように加える。

別表の2のこの注4中「介護職員処遇改善加算(1)」を「[1]」に改め、同4を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(1)」を「[3]」に改め、同(4)を同(7)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(1)」を「[2]」に改め、同(3)の2を「[1000分の42]」に改め、同(5)を同(3)の2とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(1)」を「[1000分の42]」に改め、同(3)の2を「[1000分の76]」を「[1000分の74]」に改め、同(3)を同(3)の2とし、次のように加える。

別表の3の1の注(4)中「介護報酬加算改定増加算(V)」を「介護報酬加算改定増加算(V)」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護報酬加算改定増加算(IV)」を「介護報酬加算改定増加算(V)」と、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護報酬加算改定増加算(IV)」を「介護報酬加算改定増加算(V)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護報酬加算改定増加算(I)」を「介護報酬加算改定増加算(II)」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の3の1の注中(1)として次のように加える。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからエまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第四号イ(7)に次のように加える。

(四) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(五) (四)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

第四号二中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)まで、(7)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第四十八号イ(7)に次のように加える。

(四) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(五) (四)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

第四十八号二中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)まで、(7)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。